

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築住宅課

許認可等の内容		市営住宅駐車場の使用許可
根拠法令等及び条項		栃木市営住宅条例第24条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市営住宅条例第24条 栃木市営住宅条例施行規則第17条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成26年 4月 5日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>市営住宅条例抜粋 (駐車場の使用) 第24条 駐車場を使用しようとする入居者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>市営住宅条例施行規則抜粋 (駐車場の使用等) 第17条 入居者は、条例第24条第1項の許可を受けようとするときは、駐車場使用許可申請書(別記様式第11号)及び誓約書(別記様式第12号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 駐車場を使用できる自動車は、入居者又は同居者の使用する自家用自動車で、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(最大積載量2トンを超えるトラックは除く。)、小型自動車及び軽自動車に限るものとする。</p> <p>3 駐車場の使用は、原則として1世帯につき1台とする。</p>	